

公 示

輸送施設の使用停止及び附帯命令書について	… 2
一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシー事業に限る。)の許可期限の更新について	… 3

公 示

輸送施設の使用停止及び附帯命令書について

一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分について、下記のとおり公示します。

なお、上記書面は、下記の交付場所で執務時間中いつでも交付しますので、申し出てください。

令和6年9月3日

関東運輸局長 藤田 礼子

記

1. 事業者
土屋 敏夫
2. 書面の交付場所
東京都品川区東大井1丁目12番17号
関東運輸局東京運輸支局 監査部門
電話 03-3458-9231（音声ガイダンス「2」）
3. 行政処分に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地
神奈川県横浜市中区北仲通5丁目57番地 横浜第二合同庁舎18階
関東運輸局自動車監査指導部 自動車監査官（旅客担当）
電話 045-211-7271

公 示

◎一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシー事業に限る。)の許可期限の更新について

下記の者の経営に係る一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシー事業に限る。)の許可期限の更新については、令和6年9月16日以降、更新しないこととしたので公示する。

令和6年9月5日 関東運輸局長 藤田 礼子

事案番号 24B19

○ 氏名 相原 秀雄
住所 東京都北区
許可年月日 平成19年2月9日
許可番号 07関自旅二第02934号
許可に付した期限 令和5年11月30日